

3月の主な行事予定について

3月 7日 (金)

14:00 ~ 令和6年度 人権問題研修会

於)大阪歴史博物館 4階講堂

3月 14日 (金)

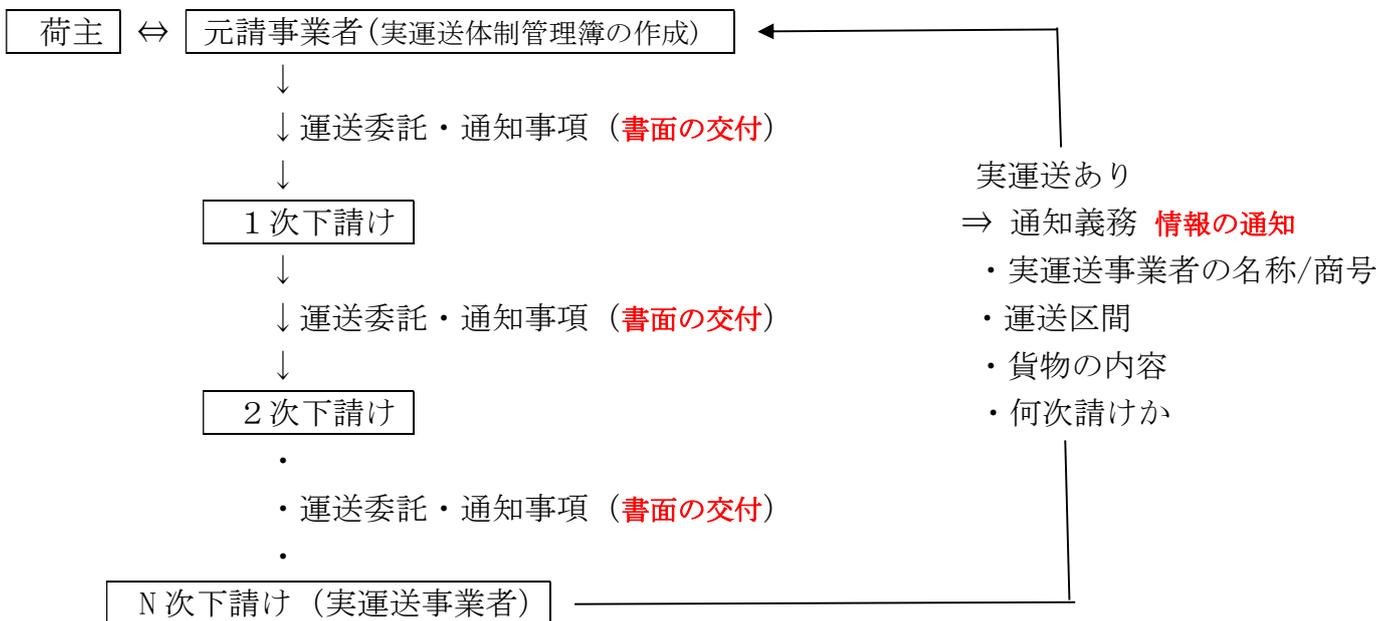
13:30 ~ 令和6年度「整備管理者」選任前研修

於)大阪府トラック総合会館 6階 601号

※ 上記予定の詳細や空き状況等は、大阪府トラック協会のホームページにてご確認ください。

改正貨物自動車運送事業法が4/1から施行されて増える義務！

- 運送契約締結時に、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む）等について記載した「**書面の交付**」が義務付けされました。
- 利用運送を行うときに委託先への発注適正化（健全化措置）について努力義務を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、健全化措置に関する運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任を義務付け。
- 元請事業者に対し、実運送事業者の名称や請負階層等を記載した実運送体制管理簿の作成を義務付け、各事業者に対しては、実運送体制管理簿の作成に必要な「**情報の通知**」が義務付けされました。



☆令和7年4月1日施行の[改正事業法]で拡大される追加義務！

上記の書面交付や情報通知とは別に『荷待時間・荷役作業等の記録義務の対象となる車両の拡大』もされます。業務記録における荷待時間・荷役作業等の記録義務の対象となる車両が現行の「車両総重量が8トン以上または最大積載量が5トン以上の車両」から **全ての車両** に拡大されます！

※記録義務の内容は、イ) 貨物の積載状況、ロ) 荷主の都合により待機した場合は集荷地点・集荷地点に到着した日時や出発した日時等、ハ) 荷役作業または附帯業務を実施した場合は作業等の開始及び終了の日時・荷役作業等の内容等になります。